

○犯罪被害者等早期援助団体の指定

(平成 20 年 4 月 4 日神奈川県公安委員会告示第 2 号)

犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律(昭和 55 年法律第 36 号)第 23 条第 1 項の規定により、次のとおり犯罪被害者等早期援助団体として指定した。

1 名称

特定非営利活動法人神奈川被害者支援センター

2 住所

横浜市神奈川区神之木台 22 番 14 号 神奈川県県民部青少年課神之木台分館内

3 代表者の氏名

榊原 高尋

4 援助事業を行う事務所の名称

神奈川被害者支援センター

5 援助事業を行う事務所の所在地

横浜市神奈川区神之木台 22 番 14 号 神奈川県県民部青少年課神之木台分館内

6 援助事業に係る犯罪被害等

犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律第 2 条第 2 項に規定する犯罪被害等

7 指定年月日

平成 20 年 3 月 26 日